

山梨県公報

第千八百十四号

平成十九年

十二月六日

木曜日

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 保安林の指定の解除 | 八二五 |
| 公告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請 | 八二五 |
| 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出 | 八二五 |
| 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可 | 八二六 |
| 平成十九年二級建築士試験の合格者 | 八二六 |

告示

山梨県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年十二月六日

山梨県知事 横内正明

- 解除に係る保安林の所在場所
北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
国定公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月六日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成十九年十一月十六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人ものづくり支援機構
 - 代表者の氏名 加藤正芳
 - 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田七百五十七番地
 - 定款に記載された目的
この法人は、主に山梨県内における製造業が、新技術・新製品開発を通じて新たな事業分野を創出するため、産学官金交流、人材育成、コーディネート事業などを行い、行政、商工支援団体等と協働して地域のものづくりの活性化に貢献することを目的とする。
- 縦覧期間 平成十九年十一月十七日から平成二十年一月十六日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年四月六日まで縦覧に供する。
平成十九年十二月六日

山梨県知事 横内正明

- 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 氏名又は名称 富士観光開発株式会社 代表取締役 志村和也
 - 住所 南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の六
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 アビタ田富店
 (二) 所在地 中央市山之神千三百八十三番一外
 2 変更しようとする事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------|----------------------|--------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 | 午前十時(年間五日に限り午前九時三十分) | 午前九時 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時から午後十時三十分まで | 午前八時三十分から午後十時三十分まで |

- 3 変更する年月日
 平成十九年十二月二十日
 届出年月日
 平成十九年十一月二十二日

● 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次のとおり定款及び事業計画の変更を認可した。
 平成十九年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 組合の名称
 甲府紅梅地区市街地再開発組合
 二 変更後の事務所の所在地
 甲府市丸の内一丁目十六番十号
 三 設立認可の年月日
 平成十九年一月十八日
 四 変更後の事業施行期間
 平成十九年一月から平成二十三年五月まで
 五 変更後の施行地区
 甲府市丸の内一丁目三四四番、三四四番一、三四五番、三四五番二、三四五番三、三四六番、三四六番一、三四六番二、三四六番三

- 四七番、三四八番一、三四八番二、三四八番三、三四八番四、三四八番五、三四九番、三五〇番一、三五〇番二、三五〇番三、三五〇番四、三五〇番五、三五六番、三五七番、三六〇番、三六一番、三六二番、三六三番、三六四番、三六五番、三六六番、三六七番、三六八番、三六九番、三七〇番、三七一番、三八七番、三八五番、三八八番及び三八九番の全部並びに四八四番の一部
 六 変更認可の年月日
 平成十九年十二月六日

● 平成十九年二級建築士試験の合格者
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により実施した平成十九年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。
 平成十九年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

| 受験番号 | 氏名 | 受験番号 | 氏名 |
|----------|-------|-----------|------|
| 二H一〇〇一K | 平井昌吾 | 二H一一三三M | 中村寿明 |
| 二H一〇〇三R | 佐藤りさこ | 二H一一三二N | 丸山勝彦 |
| 二H一〇一一N | 藤巻郁恵 | 二H一一三三P | 渡邊高樹 |
| 二H一〇二二L | 折館行雄 | 二H一一六〇N | 石井章太 |
| 二H一〇三〇N | 立川昇次 | 二H一一八九P | 井下真也 |
| 二H一〇三〇八N | 杉山綾乃 | 二H二〇〇三M | 白須勇仁 |
| 二H一〇三三〇N | 清水道浩 | 二H二〇〇五L | 黒澤浩志 |
| 二H一〇三七八N | 村松正章 | 二H二〇〇八M | 内藤和代 |
| 二H一〇三九三P | 佐藤大輔 | 二H二〇〇八七N | 中山哲秀 |
| 二H一〇四一一P | 松山法夫 | 二H二〇一〇〇M | 田窪美香 |
| 二H一〇五一一Y | 佐藤秀一 | 二H二〇一〇三〇P | 田口和人 |
| 二H一〇六〇六K | 石谷雅士 | 二H二〇一〇五八P | 辻卓朗 |
| 二H一〇六六三L | 石井康司 | 二H二〇一〇八五N | 笹本啓介 |
| 二H一〇七〇六M | 東井憲一 | 二H二〇一九九N | 高添浩司 |
| 二H一〇七二四Y | 望月拓也 | 二H二〇二四二P | 平井武彦 |
| 二H一〇七六二M | 秋山芳広 | 二H二〇二七一R | 河口淳 |
| 二H一〇八三四P | 町田恭一郎 | 二H二〇三二八Y | 横山昌弘 |

| | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 二 H | 二 H | 二 H |
| 一 一 一 八 L | 一 〇 八 七 八 Y | 一 〇 八 六 二 P |
| 奥 山 美 子 | 秋 山 多 香 音 | 濟 藤 大 資 |
| 二 H | 二 H | 二 H |
| 二 〇 四 四 八 K | 二 〇 三 八 四 Y | 二 〇 三 五 六 Y |
| 嶋 崎 明 宏 | 山 本 真 也 | 青 柳 圭 伴 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番